

○地域森林計画の変更について

【地域森林計画の位置づけ】

地域森林計画は、国が定める全国森林計画に即して都道府県が森林法第 5 条に基づき樹立する 10 年計画。

【計画区域と計画期間】

滋賀県は全国森林計画の淀川流域に属し、湖南森林計画区と湖北森林計画区の 2 計画区に分かれる。

湖南森林計画区は大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、近江八幡石、東近江市、日野町、竜王町の 9 市 2 町、湖北森林計画区域は彦根市、長浜市、米原市、高島市、甲良町、豊郷町※、愛荘町、甲良町、多賀町の 4 市 4 町（※豊郷町は地域森林計画対象森林が無い）となっている。

なお、滋賀県水源森林地域保全条例（資料 1）第 6 条第 1 項の規定により指定される水源森林地域は、水源森林地域の保全に関する基本方針（資料 2）の中で「水源森林地域指定の対象は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるもの」とされている。そのため、今回の審議は滋賀県水源森林地域保全条例第 6 条第 2 項での滋賀県森林審議会の意見聴取も兼ねる。

○湖南地域森林計画

（計画期間 平成 29 年 12 月樹立 平成 30 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日）

1. 変更概要

① 計画の対象となる森林区域の変更

森林から森林以外への転用 23.44ha

（内訳 1ha 以下 7.09ha 林地開発 16.35ha）

森林以外から森林への転用 0.02ha（農地転用による森林への転入）

② 治山事業実施区域の箇所、工種等の変更

治山事業施行地区数 変更前 189 → 変更後 191

うち前半 5 年分 変更前 134 → 変更後 139

③ 全国森林計画に基づく変更

森林経営管理制度の活用に関する方針の追加

保健・風致の保存等のための保安林の計画末期面積の変更

④ その他の変更

（附）参考資料の統計データ等の変更

2. 具体的変更箇所

II 計画事項

p 7 第 1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区 分	変更後	変更前	
総 数	89,150	89,173	
市 町 別 内 訳	大 津 市	22,059	22,070
	近 江 八 幡 市	1,252	1,252
	草 津 市	214	214
	守 山 市	22	22
	栗 東 市	1,883	1,883
	甲 賀 市	30,404	30,405
	野 洲 市	1,014	1,014
	湖 南 市	3,656	3,656
	東 近 江 市	21,167	21,169
	日 野 町	6,115	6,115
	竜 王 町	1,363	1,372

p 28 第 3 6 (2) 森林管理制度の活用に関する方針【追加】

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めるものとする。

p 42 第 6 5 (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	変更後		変更前	
	面積	うち前半5年分	面積	うち前半5年分
総 数 (実面積)				
水源涵養 ^{かんよう} のための保安林	12,334	412	12,334	412
災害防備のための保安林	25,193	170	25,193	170
保健・風致の保存等のための保安林	9,561	140	11,489	140

p 4 5 第 6 5 (3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		変更後		変更前	
市町村		治山事業施行 地区数	うち前半 5年分	治山事業施行 地区数	うち前半 5年分
大津市	計	<u>42</u>	<u>29</u>	40	27
旧大津市		36	24	36	24
旧志賀町		<u>6</u>	<u>5</u>	4	3
栗東市	計	11	<u>11</u>	11	10
野洲市	計	4	2	4	2
旧野洲町		4	2	4	2
湖南市	計	15	12	15	12
旧石部町		2	2	2	2
旧甲西町		13	10	13	10
甲賀市	計	64	50	64	50
旧水口町		10	5	10	5
旧土山町		16	13	16	13
旧甲賀町		10	10	10	10
旧甲南町		3	2	3	2
旧信楽町		25	20	25	20
近江八幡市	計	13	<u>13</u>	13	12
旧近江八幡市		7	7	7	7
旧安土町		6	<u>6</u>	6	5
東近江市	計	30	<u>16</u>	30	15
旧八日市市		1	1	1	1
旧永源寺町		20	10	20	10
旧五個荘町		0	0	0	0
旧能登川町		1	1	1	1
旧愛東町		4	2	4	2
旧湖東町		4	<u>2</u>	4	1
日野町	計	11	5	11	5
竜王町	計	1	1	1	1
湖南地域森林計画区合計		<u>191</u>	<u>139</u>	189	134

○湖北地域森林計画

(計画期間 平成 26 年 12 月樹立 平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日)
(平成 29 年 12 月変更)

1. 変更概要

① 計画の対象となる森林区域の変更

森林から森林以外への転用 0.76ha
(内訳 1ha 以下 0.76ha 林地開発 無)
森林以外から森林への転用 無

② 治山事業実施区域の箇所、工種等の変更

治山事業施行地区数 変更前 205 → 変更後 215
うち前半5年分 変更前 134 → 変更後 147

③ 全国森林計画に基づく変更

森林経営管理制度の活用の促進に関する方針の追加

④ その他の変更

(附) 参考資料の統計データ等の変更

2. 具体的変更箇所

II 計画事項

p 7 第 1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区	分	変更後	変更前
総	数	94,838	94,838
市 町 別 内 訳	彦根市	2,535	2,535
	長浜市	33,993	33,993
	高島市	32,201	32,202
	米原市	13,853	13,853
	愛荘町	925	925
	豊郷町	0	0
	甲良町	156	156
	多賀町	11,175	11,175

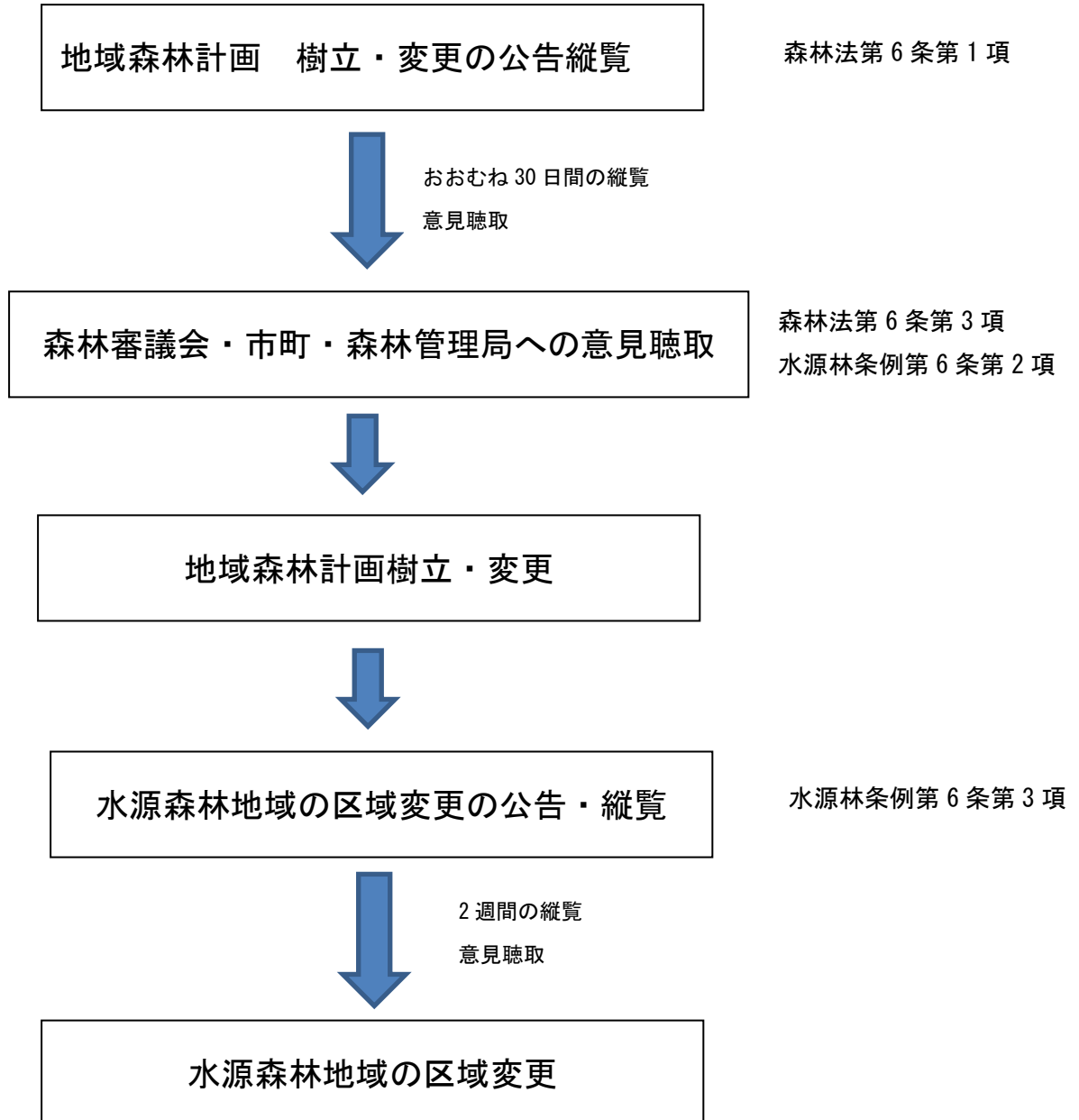
p 28 第 3 6 (2) 森林管理制度の活用の促進に関する方針【追加】

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めるものとする。

p 4 5 第 6 5 (3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		変更後		変更前	
市町村		治山事業施行 地区数	うち前半 5年分	治山事業施行 地区数	うち前半 5年分
彦根市	計	4	3	4	3
愛荘町		10	5	10	4
旧秦荘町		10	5	10	4
甲良町	計	1	0	1	0
多賀町	計	36	25	34	20
長浜市	計	72	52	66	46
旧長浜市		6	6	5	5
旧浅井町		11	9	10	8
旧びわ町	計	1	1	1	1
旧湖北町		3	3	3	3
旧高月町		5	3	4	2
旧木之本町		20	17	18	15
旧余呉町		6	1	6	1
旧西浅井町		20	12	19	11
米原市	計	42	27	41	26
旧山東町		11	9	11	9
旧伊吹町		21	11	20	10
旧米原町	計	8	6	8	6
旧近江町		2	1	2	1
高島市		50	35	49	35
旧マキノ町		8	8	8	8
旧今津町		15	6	15	6
旧朽木村		14	10	13	10
旧高島町	計	12	10	12	11
旧安曇川町	計	1	1	1	0
湖北地域森林計画区合計		215	147	205	134

地域森林計画区域の変更と滋賀県水源森林地域の指定について



森林法（抜粋）（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号 平成 29 年 4 月 26 日最終改正）

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
 - 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 四 造林面積その他造林に関する事項
 - 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
 - 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
 - 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
 - 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
 - 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(地域森林計画の案の縦覧等)

- 第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。
 - 3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かななければならない。
 - 4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうちの各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。
 - 一 次号及び第三号に掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。
 - 二 前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備 農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。
 - 三 前条第二項第八号に掲げる事項 農林水産大臣に届け出ること。
 - 6 都道府県知事は、地域森林計画に前条第三項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。
 - 7 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

森林法施行規則（抜粋）

（昭和 26 年 8 月 1 日農水省令第 54 号 平成 29 年 6 月 1 日最終改正）

（地域森林計画等に係る広告の方法）

第 2 条 森林法第 6 条第 1 項の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報その他 所定の方法により行うものとする。

- 一 森林計画区の名称
- 二 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

森林法の運用について（抜粋）

（昭和 37 年 11 月 14 日 37 林野政第 2349 号林野庁長官通達 平成 3 年 7 月 25 日最終改正）

1 森林法第 5 条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の通商産業局長の意見を聴くこと。

森林計画制度の運用について（抜粋）

（平成 3 年 7 月 25 日 3 林野計第 294 号林野庁長官通達 平成 29 年 3 月 24 日最終改正）

IV 他部局及び関係機関との調整について

2 都道府県林務担当部局は、都市計画区域等の土地利用計画の定められている区域内の民有林を対象として地域森林計画をたて、又は変更しようとするときは、当該地域内の民有林に係る計画につき、あらかじめ都道府県のそれぞれの土地利用計画の担当部局と連絡調整を図るものとする。

3 都道府県知事が地域森林計画をたてるに当たっては、林務担当部局は、当該都道府県の自然保護担当部局（野生生物担当部局を含む。以下同じ。）にあらかじめ連絡を図ること。

4 都道府県知事が地域森林計画をたて、又は変更しようとするときは、林務担当部局はあらかじめ十分な時間的余裕をもって都道府県内の道路担当部局、労働担当主管部局及び都道府県公安委員会と連絡調整すること。

（滋賀県警交通規制課と調整したところ、協議する内容は林道の開設の計画であるが、これに該当する林道はスーパー林道等一般観光客や一般車両が進入する林道を指し、普通の林道は林業関係者のみの利用であるため、連絡調整は不要とのこと。また、新規路線は線形も未定であり、公道との取り付け部分も未確定であるため、現時点で連絡調整を行っても無意味であるとの見解である。ただし、実施段階においては公道との取り付け等の関係から連絡調整をすること。）

滋賀県水源森林地域保全条例

(目的)

第1条 この条例は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）第12条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域の保全に関し、県および土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水源森林地域」とは、第6条第1項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、水源森林地域の区域内の土地の所有権または使用および収益を目的とする権利であつて規則で定めるもの（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第5条第1項に規定する基本方針にのっとり、水源森林地域の保全に関する施策を実施するものとする。

2 県は、水源森林地域の保全に関する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町に対し必要な情報の提供または助言を行うものとする。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地所有者等は、次条第1項に規定する基本方針にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第5条 知事は、水源森林地域の保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項
- (2) 水源森林地域の指定に関する基本的事項
- (3) その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県森林審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(水源森林地域の指定)

第6条 知事は、基本方針にのっとり、水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域を水源森林地域として指定するこ

とができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県森林審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、第1項の規定による指定をしようとする区域の保全の見地からの意見を有する者および当該区域内の土地の所有権等を有する者その他の利害関係人は、前項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、縦覧に供された指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があった場合において、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨および当該指定の区域を告示しなければならない。
- 7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、水源森林地域の区域の変更について準用する。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第7条 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転または設定をする契約（予約を含み、規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、その日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名および住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
 - (2) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
 - (3) 土地売買等の契約に係る土地の所在および面積
 - (4) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別および内容
 - (5) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転または設定後における土地の利用目的
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- (1) 土地売買等の契約の当事者の一方または双方が国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体である場合
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる場合
 - (3) その他規則で定める場合

3 前条第1項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して30日を経過する日までの間に当該指定に係る水源森林地域の区域（水源森林地域の区域の変更の場合にあつては、当該変更により新たに水源森林地域となった区域に限る。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「その日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（関係市町長への通知等）

第8条 知事は、前条第1項または第4項の規定による届出があつたときは、その内容を関係市町の長に通知して、当該届出に係る土地の利用について、水源森林地域の保全の見地からの意見を求めるものとする。

（立入調査等）

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第7条第1項または第4項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、当該届出に係る土地に立ち入らせ、当該土地の利用が水源の涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導または助言）

第10条 知事は、届出者に対し、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地の利用について、当該土地およびその周辺の土地（水源森林地域の区域内のものに限る。）における水源の涵養機能の維持を図るために、必要な指導または助言を行うことができる。

2 届出者は、前項の指導または助言を受けたときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地の所有権等の移転もしくは設定を受けようとする者または移転もしくは設定を受けた者に当該指導または助言の内容を伝達するものとする。

（勧告）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第7条第1項または第4項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第9条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(3) 正当な理由がなく、前条第1項の規定による指導に従わなかった者
(公表)

第12条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨および当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項または第4項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第9条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第14条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の過料を科する。

(市町条例との関係)

第15条 市町が水源の涵養機能^{かん}の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認める森林の存する地域の保全に関して、当該市町が条例を制定した場合であって、その条例の内容がこの条例の規定の趣旨に即したものであるときは、当該市町の区域においては、第6条から前条までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条から第14条までの規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 平成28年1月1日から同月30日までの間に、同月1日において現に第6条第1項の規定により指定されている水源森林地域の区域内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第7条第1項の規定の適用については、同項中「その日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。この場合において、同条第3項の規定は、適用しない。

水源森林地域の保全に関する基本方針

平成27年7月23日策定

滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく水源森林地域の保全に関する基本方針を次のとおり定める。

1 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項

本県の森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、水源森林地域の保全は、土地所有者等、市町および県が適切な役割を担い協力することにより行われなければならない。

(1) 適正な土地利用の確保に向けた取組

県は、適正な土地利用の確保に向けた取組として、水源森林地域内の土地の所有権等の移転等の情報を事前に把握するための届出制度を導入する。

ア 届出者への指導または助言

県は、届出をした者に対して適正な土地利用に関して配慮すべき事項や関係法令に基づく遵守事項などについて助言を行う。

また、森林の有する水源の涵養機能の維持に影響を及ぼす場合など必要に応じて、届出内容の見直し等について指導する。

届出者は、上記の指導または助言を受けた時は、その内容を新たな土地所有者等に文書等により確実に伝達するものとする。

イ 市町との連携

県は、上記の指導または助言を行うにあたっては、届出に係る土地が所在する市町、または届出に係る土地を水源としているなど影響があると想定される隣接の市町に通知して情報共有を図り、水源森林地域の保全の見地から意見を求めるものとする。

(2) 適正な土地利用に関して配慮すべき事項

土地所有者等は、森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることを認識し、水源森林地域における適正な土地利用に関して、関係法令に基づく適正な管理や必要な手続き等を行うとともに、以下の事項に配慮するよう努めるものとする。

ア 水源涵養機能の持続的な発揮

森林の有する水源の涵養機能の維持のために、水源森林地域を適切に整備し、保全を図ることに より、県民をはじめ下流域の人々が将来にわたって水源森林地域がもたらす水の恵みを享受することができるよう努める。

また、水源森林地域において森林施業を行う場合は、琵琶湖森林づくり条例の基本理念にのっとり水源涵養機能等の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりに努める。

イ 開発行為等による水源涵養機能への影響

水源森林地域において取水行為や開発行為などを行う場合は、下流域の水の確保など森林の有する水源の涵養機能の維持への影響ができるだけ小さくなるよう配慮するよう努める。

2 水源森林地域の指定に関する基本的事項

県は、条例第6条第1項の規定に基づき森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために特に必要があると認める区域を下記の事項にのっとり水源森林地域に指定する。

(1) 水源森林地域指定の対象に関する事項

水源森林地域の指定にあたり、滋賀県の森林のすべてが重要な水源林であることを考慮するものとする。

水源森林地域指定の対象は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるものとする。

(2) 水源森林地域の区域の明示に関する事項

水源森林地域は平面図により明示し、この平面図を滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所および滋賀県湖北森林整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

3 その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

県は、水源森林地域の保全を図るため、琵琶湖森林づくり基本計画に基づく環境に配慮した森林づくり、県民の協働による森林づくりなどの施策を多様な主体との連携により推進するとともに、広く県民が水源である森林に対する理解と関心を深めるための普及啓発等を行う。

(1) 水源森林地域の保全のため施策の推進

ア 適切な森林施業の促進

森林が有する水源の涵養機能の維持・増進を図るため、琵琶湖森林づくり事業等を活用して、造林、保育等森林施業の適切な実施を促進する。

イ 森林の育成保全

森林法に基づく森林計画制度、保安林制度、林地開発制度を適切に運用するとともに、治山事業による森林整備を進め、水源涵養機能の確保を図る。

ウ 水源林保全巡視員の配置

水源林保全巡視員を配置し、巡視を強化することで、森林の状態を的確に把握し、水源森林地域の永続的な保全を図る。

(2) 水源森林地域の保全に関する理解の促進

ア 水源森林地域の保全に関する普及啓発

水源森林地域の保全について広く森林所有者や県民等に協力・理解を得るために、市町との連携・協力により、その保全の重要性に関する普及啓発活動等を行うこととする。

イ 水源林の価値の発信

森林所有者や県民、広く下流域の人々に水源である森林からの恩恵について認識してもらい、健全な姿で次代に引き継ぐ意識を醸成することが重要であり、森林の価値を情報発信することにより、県民や下流域の受益者にも森林づくりに関する施策について協力を得られるよう努める。